

主な検討事項

	番号 (該当箇所)	事務局修正案のポイント	ご議論いただきたい事項
1	番号18「家族経営」 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。 【検討事項①】 (番号18(家族経営):1ページ目)	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営において、<u>家族で話し合いを行うことの意義について整理。</u> <u>家族経営協定の締結が義務であるように捉えられないように修正。</u> 家族経営協定を締結する際には、<u>農業普及支援センター等のアドバイスを受けることも有益</u>であることを明記。 	<ul style="list-style-type: none"> この取組における<u>家族経営協定の位置づけ</u>について、ご意見を伺いたい。 <u>GAPに取り組んでいる家族経営の具体例</u>について情報提供をいただきたい。
2	番号41「温室効果ガスの削減対策」 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。 【検討事項②】 (番号41(温室効果ガスの削減対策):1ページ目)	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの主な排出源を示した上で、<u>農業の占める位置づけと取組の必要性</u>に言及。 「省エネ対策」と「農場(ほ場)における対策」のうち、「<u>農場における対策</u>」は、<u>必須ではなく、検討事項として整理(注)</u>。対策の実施については、農場の経営判断に委ねるべきであることが明確になるように修正。 <p>(注)GLOBALG.A.P.では、「省エネ対策」は、上位又は下位の義務、「農場における対策」は、推奨事項とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に、「<u>農場における対策</u>」の考え方についてご意見を伺いたい。
3	番号62「肥料等の安全性等の確認」 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。 【検討事項③】 (番号62(肥料等の安全性等の確認):1ページ目)	<ul style="list-style-type: none"> <u>肥料法に基づく肥料については、保証票等により、その成分の含有量等を確認</u>することを整理。 <u>肥料以外の製品で保証票等が添付されていないものは、製品に含まれる成分等を農家自らが確認</u>する必要があることを追記。 <u>図1を解説の内容にあわせて修正。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「肥料」については、肥料法で明確に定義されているが、「<u>肥料等</u>」の定義が明確になっていない。「等」について、<u>GAPを取組む際に注意すべきものがあれば、追加したい。</u> <p>※番号62と番号65で「肥料等」の定義が異なる。 62:土壌改良の目的でほ場に投入する資材、客土等 65:葉面活性剤、堆肥、土壌改良資材、微生物資材等</p>
4	番号78「りんごのパツリン」 りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の防止・低減対策の実施。 【検討事項④】 (番号78(りんごのパツリン):1ページ目)	<ul style="list-style-type: none"> <u>ジュースとして加工する可能性のあるりんごに限って対策が必要</u>になることを明記。 <u>梨についてもパツリンの対策の対象</u>となりうることを追記(注)。 <p>(注)JGAP2022では、梨も対象。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>梨について言及することの是非</u>についてご意見を伺いたい。